

第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向

1. 基本的な考え方

(1) 意義

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要であり、これまでも、学校や地域において、様々な取組が行われてきた。

しかしながら、未だ、いじめを背景として、生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。いじめから一人でも多くの子供を救うためには、子供を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならず、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する課題である。

このように、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、この方針を策定する。

(2) 基本理念

いじめはどの子にも起こりうる、どの子供にも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことから始めていく必要がある。

未然防止の基本となるのは、生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中で、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行って行くことである。生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いに認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出していくものと期待される。

そうした未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについては、日常的に生徒の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や生徒の欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行うかを定期的に検討し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続することが大切である。

いじめは、いじめを受けた生徒の「教育を受ける権利」を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(3) いじめの定義

この方針において「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(4) いじめの理解

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返

されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

(5) いじめの防止等のための組織と対応

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者・地域・他機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

また、いじめの防止等を実行的に行う為、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

2. 本校の現状と課題

1 幼1小1中と、10年間を同じ仲間同じ学校で過ごすことによる善し悪しがある。気心が知れていることで、相手を思いやる気持ちや仲間意識は強い。とても優しい。そのため、気になる生徒への気遣いや自然に仲間に入れることができ、共生することの大切さは理解できているようだ。一方で、小学校までの優位性はなかなかぬぐいきれず、いつの間にか序列ができてしまっている。また、慣れ親しんでいるが故に「親しき仲にも礼儀あり」の気持ちとは裏腹に、言葉遣いや接し方によるトラブルもあったりする。慣れ親しんだ仲だからという気持ちで片付ける生徒同士もいる。

課題解決のためには、個々のよさの発揮を促し、自尊感情を高め、社会性を身に付けさせていきたい。

3. いじめ防止等に関する基本的な方針

(1) いじめの防止

いじめは、どの生徒にも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が重要である。加えて、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

また、これらとあわせて、いじめの問題への取組の重要性について、地域・家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、他機関での電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えとともに、地域、家庭と連携して、生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を行う。

(4) 地域や家庭との連携について

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。例えば、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会を活用したりするなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築するよう努める。

(5) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会において、いじめの生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関等）との適切な連携が必要であり、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

例えば、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、学校や学校の設置者が、関係機関による取組と連携することも重要である。

第2 いじめ防止等のための対策の内容

1. いじめを未然に防止するための取り組み

(1) 教職員

① 学級担任等：「支持的風土づくり」

- ・日常生活にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成する。
- ・はやしたてたり見てみないふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。
- ・教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

- ② 養護教諭：「生命尊重」の啓蒙
 - ・学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。
- ③ 生徒指導主任：「全体での共通理解」
 - ・いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
 - ・日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携を密に取り組む。
- ④ 管理職：「全校体制づくり」
 - ・学校集会などで校長が日常的にいじめ問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成。
 - ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
 - ・生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
 - ・いじめの問題に生徒自らが主体的に参加する取組を推進。
(例えば、生徒会による「いじめ撲滅宣言」や「相談箱」の設置など)

(2) 生徒

- ① いじめに向かわない態度・能力の育成
 - ア)学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
 - イ)生徒の社会性の構築に向けた取組例
 - ・ ソーシャルスキル・トレーニング
「人間関係についての基本的な知識」「相手の表情などから隠された意図や感情を読み取る方法」「自分の意思を状況や雰囲気に合わせて相手に伝える」などについて説明を行い、また、ロールプレイング(役割演技)を通じて、グループ間で練習を行う取組。
 - ・ ピア(仲間)・サポート
異学年等の交流を通じ、「お世話される体験」と成長したあとに「お世話する体験」の両方を経験し、自己有用感や自ら進んで他者と関わろうと意欲などを培う取組。
 - ・ QUテスト
QUは2つに心理検査から構成されている。「いごちよいクラスにするためのアンケート(学級生活満足度尺度)」と「やる気のあるクラスにするためのアンケート(学校生活意欲尺度)」から構成され15分程度の短時間で実施することができる。教師は子供たち一人一人についての理解と対応法、学級集団の状態と今後の学級経営方針をつかむことができる。
- ② 生徒自らがいじめについて主体的に学び取り組む
 - ア)「いじめられる側にも問題がある」などの考え方は誤りであることを学ぶ。
 - イ)嫌がらせや意地悪などしつこく繰り返したり、みんなで行うことは深刻な精神的危害になることを学ぶ。
 - ウ)一部の生徒会役員だけが行う活動に陥ったりしないよう、全ての生徒がその意義を理解し、主体的に参加できる活動であることを学ぶ。

(3) 保護者(地域)

当該学校の教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫することも有用である。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けることも考えられる。

2. いじめの早期発見に向けての取り組み

(1) 教職員

① 学級担任

- ア) 日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- イ) 休み時間・放課後の生徒との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ウ) 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

② 養護教諭

保健室を利用する生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く。

③ 生徒指導主任

- ア) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
 - ・ 毎月のアンケート実施（学級）→学級担任（チェック後即日提出）
 - 生徒指導主任（まとめて生徒指導委員会〈常置委員会〉で確認）
 - 関係職員で実態把握（認定の可否）・対応→関係機関へ
- イ) 保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する。
- ウ) 休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、生徒が生活する場の異常の有無を確認する。

④ 管理職

- ア) 生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- イ) 学校における教育相談が、生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

(2) 生徒

- ① アンケートは、安心していじめを訴えられるよう無記名にする。
- ② いじめを行う加害者側は、いじめを行っている認識が低くそれを正当化さえてしまうことがある。したがって、周りで見ている生徒が「やり過ぎだよ」等の声掛けや注意喚起を行うことが重要である。
- ③ いじめを受けている被害者側は、早期に勇気を持って回りに訴えてほしい。時には、加害者側に立ち向かう勇気を出してほしい。

(3) 保護者(地域)

いじめは大人の目に付きにくい場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。

3. いじめの早期解決に向けての取り組み

(1) 教職員

① 学級担任、養護教諭

- ア) いじめと疑われる行為を発見した場合、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。
(暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける)
- イ) 生徒や保護者から「いじめではないのか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ウ) 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。

エ)その際、他の生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。

オ)いじめた生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。

カ)その際、得られた情報は確実に記録に残す。(別紙を活用し、保管に配慮する)

キ)一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

ク)指導記録等を確実に保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

② 生徒指導主任、管理職

ア)教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

イ)事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告すすとともに被害・加害生徒の保護者に連絡する。

ウ)学校や学校の設置者は、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。

(2) 生徒

① いじめられた生徒への対応

ア)謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

イ)いじめられている生徒に、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝え自尊感情を高めるよう留意する。

ウ)状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者などの外部専門家の協力を得て、落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

エ)いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行うことが大切である。

② いじめた生徒への対応

ア)いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

イ)いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童生徒を別室において指導したり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして被害者側の落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

ウ)いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全な人格の発達に配慮する。

エ)教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。

オ)いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

カ)いじめを止めることができなくても、誰かに知らせる勇気を持たせる。

(3) 保護者(地域)

① 学校側は家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密をまもることを伝え、できる限りの不安を除去するとともに安全を確保する。

② いじめられた生徒にとって信頼できる人(家族、地域の人等)と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。

4. いじめ問題に取り組むための校内組織について

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うた

め、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- (1) 第22条に基づき、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行う組織として、「いじめ対策委員会」（以後、対策委と表記）を設置する。具体的には、次のような活動を行う。

① 校内組織

いじめ対策委員会と第三者委員会（重大事態時）を設置し、構成員を下記のとおりとする。

↓
校長，教頭，
生徒指導主任，
学年生徒指導係，
養護教諭・教育相談担当
（担任，スクールカウンセラー等関係職員）

↓
校長，教頭
生徒指導主任
その他関係職員
外部専門家

*いじめ対策委員会は生徒指導委員会を定例とする。

② 活動

- ア) いじめの早期発見に関すること（毎月のアンケート調査，教育相談等）
イ) いじめ防止に関すること
ウ) いじめ事案に対する対応に関すること
エ) いじめが心身に及ぼす影響，その他の問題に関する生徒理解を深めること

③ 開催

生徒指導委員会の定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

- (2) この組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とする。特に、いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり、対策委が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、抱え込まずに全て対策委に報告・相談する。加えて、対策委に集められた情報は、個別の生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

- (3) 第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加える方法によって対応する。

5. 組織的体制の確立・機能化

- (1) いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」で情報を共有し、組織的に対応することが必要であり、いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。
- (2) いじめの問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。
- (3) 必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決に資する。

6. 重大事態への対処

(1) 学校による調査組織の設置

① (学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

・学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

・第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

・前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

・地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

・第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

・地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

7 年間計画の作成及び評価 (PDCA サイクル)

(1) 学校評価における留意事項

① 年間計画の整備についての留意点

ア) いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整える同時に、年間指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組むことが大切である。

イ) 計画を作成するにあたっては、教職員の研修、生徒への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進することが重要である。

ウ) 年間指導計画

	職員会議等	防止対策	早期発見	
4月	いじめ対策委員会会議 ・ 指針方針 ・ 指導計画等	いじめの実態把握 QUテストの実施	小・中連携強化	
5月	事案発生時・緊急発生時の開催	学 人 級 間 学 関 年 係 作 作 り り	毎月のアンケート実施	
6月			ネット教室開催	教育相談旬間
7月				
8月			教員人権研修会	
9月	いじめ対策委員会会議 ・ 情報共有 ・ 2・3学期の計画	学 人 級 間 学 関 年 係 作 作 り り	教育相談旬間	
10月				
11月		QUテストの実施		
12月				
1月			教育相談旬間	
2月				
3月	いじめ対策委員会会議 ・ 本年度のまとめ ・ 来年度の課題検討	新入生事前指導 ・ オリエンテーション		

チェックポイント [指導体制]
<input type="checkbox"/> いじめ問題の重要性をすべての教職員が確認し、学校長を中心に未然防止「いじめを生まない土壌づくり」(人権教育、道徳教育、体験教育、特別活動等)に組織的に取り組んでいるか。
<input type="checkbox"/> いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議や校内研修などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。
<input type="checkbox"/> いじめ問題について、特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、報告・連絡・相談を確実にし、学校全体で組織的に対応しているか。

(2) P D C A サイクル用「取組評価アンケート」

- ① ここに示したのは、国立教育政策研究所の「魅力ある学校づくり調査研究事業」の指定を受けた中学校区が、P D C A サイクルに沿って取組を行うために用いている共通質問紙調査の8項目です。不登校やいじめの未然防止のために年間計画に位置づけられて実施されている取組の効果を検証するために、友人関係、勉強、いじめ、暴力について尋ねています。各指定地域は、この他に地域独自の調査項目を付け加えて実施しています。

○現在の学校生活について、あなたはどのように感じていますか。当てはまるものを右の1から4の中から1つずつ選び、その番号に○をつけて下さい。

	当てはまる	どちらかと言えば当てはまる	どちらかと言えば当てはまらない	当てはまらない
ア 学校が楽しい・・・・・・・・・・・・・・・・	1	2	3	4
イ みんなで何かをするのは楽しい・・・	1	2	3	4
ウ 授業に主体的に取り組んでいる・・・	1	2	3	4
エ 授業がよくわかる・・・・・・・・・・	1	2	3	4

○4月(注：9月、1月など)になってから次のようなことを、この学校のだれか(お友達)からされたり、反対にこの学校のだれか(お友達)にしたりしましたか。当てはまるものを右の1から4の中から1つずつ選び、その番号に○をつけて下さい。

	当てはまる	どちらかと言えば当てはまる	どちらかと言えば当てはまらない	当てはまらない
オ 叩かれたり、蹴られたり、強く・・・ 押されたりした学校が楽しい	1	2	3	4
カ 暴力など、いじわるをされたり・・・ 嫌な思いをさせられたりした	1	2	3	4
キ 叩いたり、蹴ったり、強く押した・・・	1	2	3	4
ク 暴力など、いじわるをしたり・・・ 嫌な思いをさせたりした	1	2	3	4

② いじめの早期発見の方法

- ア) 観 察・・・客観的な観察を心がけ、複数の教員で観察を行う。
- イ) 面 接・・・児童生徒の悩みや困難の解決を指導援助します。
- ウ) 質問紙調査・・・調査結果のまとめ、以前調査との比較検討が大切。
- エ) 教員間の情報交換・・・多面的に見るため組織的に取り組むことが重要。
- オ) 保護者との懇談・・・学校と保護者が同じ方向を向き、粘り強く方針を説明。
- カ) 学校種間・学校間の情報交換・・・小・中・高などの緊密な連携を図る。
- キ) 関係機関・地域とのネットワークでの情報交換によるもの・・・
関係機関や地域社会は、学校とは違った機能を持っており、有機的に機能させ、より効果的な、指導、問題行動の未然防止を図ることができる。

※ 事実確認を行う際には、いつ、どこで、だれが、何を、どの程度聴き取るのか、また、保護者との連携をどのように行うか具体的に決めておく事が大切である。その際、生徒のプライバシーには十分留意する。

8. 校内研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るため、「いじめ防止基本方針」の読み合わせ等の確認を行い、少なくとも年に一回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

9. 地域や家庭及び関係機関との連携について

(1) 家庭・地域・関係機関等の役割

家庭・地域・関係機関等と円滑に連携・協働していくためには、それぞれの役割や権限、連携方法などについて把握し、連携の段階・態様や連携の流れなどについて学校でシュミレーションしておくことが大切です。

① 家庭の役割

家庭ごとに家庭内の人間関係、経済状況、保護者の教育についての考え方、家庭を取り巻く地域の特性など、それぞれ様々な特色を持っており、生徒が人格を形成する過程でものの感じ方、考え方、行動の仕方など、家庭環境は生徒に大きな教育的影響を与えることとなります。また、学校教育を進める上での基礎になる基本的な生活習慣の形成にも家庭環境は重要な役割を持っています。

各家庭は教育の場として、本来の教育的な意義・役割を十分に認識しておく必要があるとともに、学校は家庭との協力関係を築くため、それぞれの生徒の家庭環境に対しての理解が必要です。

② 地域の役割

生徒の生活は、直接間接に地域環境の影響を受けており、学校もまた、周囲の自然的、社会的な環境に大きく影響を受けます。

したがって、地域社会では青少年の健全な発達にふさわしい社会環境を整え、好ましくない影響を防ぐ活動などが求められます。さらに、住民やそこに所在する各種の機関、団体、NPOなどとともに地域社会自体の組織化に取り組むことも大切です。

地域は生徒の健全育成を図る場となっており、学校が活用できる教育資源としての側面があります。そのため、学校は、地域コミュニティなどの組織的な健全育成に関する活動などに積極的に協力することも大切です。また、その際、PTAが学校とその他の機関を結ぶ重要な役割を果たしているということも忘れてはなりません。

③ 関係機関の役割

ア) 刑事司法関係の機関

沖縄県警察本部(少年サポートセンター)や与那原警察署、少年補導センターなどは、少年の非行防止や保護を通じて少年の健全育成を図るための活動を行います。

イ) 福祉関係の機関

児童相談所は、児童福祉法に基づく児童福祉の専門機関として各都道府県に設置されています。非行、育成、養護、保健、障害など児童福祉に関するあらゆる相談を受け、必要に応じて家庭や生活歴、発達、性格、行動など専門的な角度から総合的に調査したりする機関です。

ウ) 教育相談に関する機関

教育相談機関とは、一般的には学校以外に独立して存在する相談施設を指します。すべての都道府県は、教育研究所(教育センター)を有しており、その大部分が教育相談室などの教育相談機能を備えています。また区市町村の教育機関、大学に付属する児童相談施設や民間の機関もあります。

エ) その他地域の諸機関・諸団体

地域には、青少年の健全育成・保護育成をねらいとする諸機関・諸団体など、様々な社会資源があります。常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助

を行う民生委員や地域の児童生徒が元気で安心して暮らせるよう、児童生徒を見守り、児童生徒の相談・支援などを行う児童委員や主任児童委員がいます。

10. 検証と評価

- (1) 学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえて行うことが求められる。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえてその改善に取り組む。
- (2) 教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう、留意する。